

## 利益相反防止規程

### (目的)

**第1条** この規程は、一般財団法人ひなた未来創造ファンド(以下「この法人」という。)の倫理規程第5条に規定する役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めること及び助成事業などを行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないことを目的とする。

### (対象者)

**第2条** この規程は、この法人の助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対して適用する。

### (自己申告)

**第3条** 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。)となる場合には、事前に事務局長に申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合(この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する(兼職等を除く。)ことによって当該可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。)に関しても前項と同様とする。

### (定期申告)

**第4条** 役員は、毎年6月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に申告するものとする。

### (申告後の対応)

**第5条** 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を行い、その内容を業務執行理事に報告するものとする。

2 業務執行理事は、必要に応じ代表理事と協議の上、当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置(以下「適正化等措置」という。)を求めるものとする。また、必要に応じ、当該役員に対し当該案件に係る意思決定への関与の制限その他必要な措置を講ずることができる。

3 法令又は定款第38条に定める利益相反取引に該当する可能性がある場合は、理事会に報告し、その承認を得なければならない。

### (申告内容及び申告書面の管理)

**第6条** 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された情報は、事務局において管理するものとする。

### (改廃)

**第7条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 付 則

この規程は令和8年1月29日から施行する。